

根室市再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、根室市再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例（令和7年根室市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、使用する用語の意義は、条例の例による。

(事業者の遵守事項等)

第3条 条例第4条に規定する事業者の責務については、事業者は、再生可能エネルギー発電施設事業の実施に当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 関係法令及び条例等（関係行政機関が策定する指導要綱、ガイドライン等を含む。以下同じ。）を遵守すること。
- (2) 災害防止、土砂流出、排水等の対策を講じること。
- (3) 騒音、振動、電磁波、熱風、反射光等により、周辺関係者等の健康や生活環境を損なわないよう、設備の配置、敷地境界からの後退、緩衝帯の設置等の対策を講じること。
- (4) 外部から再生可能エネルギー発電施設に触れることができないよう距離を確保したうえで、事業関係者以外の者が事業区域に容易に立ち入ることができないよう柵塀等を設け、事故防止対策を講じること。
- (5) 柵塀等の外側から見えやすい場所に、事業者、連絡先等を示した標識を掲示すること。
- (6) 再生可能エネルギー発電施設の設置後は、災害及び事故の発生並びに自然環境、生活環境、営農環境、漁業環境等を損なうことがないよう、適切に保守点検及び維持管理を実施するとともに、事業区域の清掃、除草、植栽の剪定等の環境整備を行うこと、かつ、除草剤、殺虫剤等の薬剤を使用する場合は、周辺へ影響を与えないよう十分配慮すること。
- (7) 大雨、洪水、暴風、豪雪、高潮、落雷、地震、津波等の自然災害による設備の破損や地域への被害が発生するおそれがあるときは、事前点検等により設備の破損や地域への被害の発生を防止することに努め、設備の異常又は破損等により地域への被害が発生するおそれがあるときは、速やかに地域への周知と安全を確保する措置を講じること。
- (8) 再生可能エネルギー発電施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実に対応すること。
- (9) 再生可能エネルギー発電施設を承継する場合は、維持管理、廃止等において必要となる措置を、責任をもって承継すること。
- (10) 再生可能エネルギー発電施設を廃止したときは、関係法令等を遵守し、事業者の責任において、可能な限り速やかに施設の解体、撤去、廃棄その他適切な措置を講じ、施設を設置する際に森林を伐採している場合は、植林の実施等により自然環境及び景観の回復に努めること。

(11) 周辺関係者と合意形成を図り、良好な関係を保つこと。

(事前調査)

第4条 事業者は、事前協議の実施前に事前調査を実施し、その結果を事前調査報告書（様式第1号）により市長に提出するものとする。

(事前協議)

第5条 条例第11条第1項の規定による事前協議は、事前協議書（様式第2号）及び区域確認報告書（様式第3号）により行うものとする。

2 条例第11条第3項の規定により公表する内容は、同条第1項の規定による届出の受理年月日、事業者の氏名、住所、工事着手予定日、工事完了予定期日、事業区域の所在地、事業区域の地番、面積、再生可能エネルギーの種類及び出力とする。

(周辺関係者への説明)

第6条 事業者は、条例第12条第1項に規定する事業計画に関する周知（以下「住民説明会等」という）の開催を予定する日の14日前までに、市及び周辺関係者に対して、住民説明会等を開催する場所及び日時を、投函又は個別訪問により書面を配布する方法その他市長が適当と認める方法により通知しなければならない。

2 事業者は、住民説明会等において次に掲げる事項について説明しなければならない。

- (1) 実施しようとする再生可能エネルギー発電事業の概要
- (2) 関係法令の遵守に関する事項
- (3) 事業区域についての所有権その他の使用の権原の取得に関する事項
- (4) 周辺地域の安全、自然環境及び生活環境に対して及ぼし得る影響並びにその予防措置の内容
- (5) 実施しようとする再生可能エネルギー発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去その他の処理に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、事前協議において、市長が通知する事項

3 条例第12条第4項の規定による報告は、事前周知説明会結果報告書（様式第4号）又は事前周知説明結果報告書（様式第5号）により行うものとする。

4 市長は、条例第12条第1項及び第3項に規定する周知及び説明が不十分であると認めるとき、又は周辺関係者から合理的な理由をもって追加説明を求める申出があったときは、事業者に対し、追加説明会の開催その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(届出)

第7条 条例第13条第1項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業計画届出書（様式第6号）に、次に掲げる当該事業に係る書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業区域等状況調書（様式第7号）
- (2) 事前周知説明会結果報告書又は事前周知説明結果報告書若しくはその両方
- (3) 位置図

- (4) 現況カラー写真（周辺部を含む。）及び写真撮影位置図
 - (5) 配置図（土地利用計画図）
 - (6) 再生可能エネルギー発電施設の構造図
 - (7) 保守点検及び維持管理に関する計画書（様式第8号）
 - (8) 災害発生時対応計画書（様式第9号）
 - (9) 撤去及び処分に関する計画書（様式第10号）
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- 2 条例第13条第3項による変更の届出は、再生可能エネルギー発電事業計画変更届出書（様式第11号）に、前項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して行うものとする。
- 3 条例第13条第5項の規定により公表する内容は、同条第1項の規定による届出の受理年月日、事業者の氏名、住所、工事着手予定日、工事完了予定日、事業区域の所在地、事業区域の地番、面積、再生可能エネルギーの種類及び出力とする。ただし、変更に係る届出については、これらの事項の変更があった場合に限り、当該事項のみを公表する。
- （届出を要しない軽微な変更）
- 第8条 条例第13条第3項の規定で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
- (1) 条例第13条第2項第2号に掲げる事項の変更のうち、同条第1項の規定による届出に係る設置工事の着手予定日又は完了予定日を当該予定日とされた日後にする着手予定日又は完了予定日の変更。
 - (2) 条例第13条第2項第3号に掲げる事項の変更のうち、事業区域の面積を変更する行為であって、当該行為により事業区域の面積が変更前の事業区域の面積より減少する変更。
- （工事完了の届出）
- 第9条 条例第14条第1項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業工事完了（中止）届出書（様式第12号）により行うものとする。
- 2 条例第14条第2項の規定により公表する内容は、工事完了（中止）届出日、施設の名称及び事業区域の所在地とする。また、中止の場合は事業中止の理由及び中止期間中の措置について公表する。
- （地位の承継等）
- 第10条 条例第15条第1項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業地位の承継等届出書（様式第13号）により行うものとする。
- 2 条例第15条第3項の規定により公表する内容は、承継者名、被承継者名、住所、承継等年月日及び承継等の理由とする。
- （廃止の届出）
- 第11条 条例第16条第1項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業廃止届出書（様式第14号）により行うものとする。
- 2 条例第16条第2項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業廃止完了届出書（様式第15号）により行うものとする。
- 3 条例第16条第4項の規定により公表する内容は、同条第1項に基づく届

出にあっては、施設の名称、事業区域の所在地、事業廃止予定年月日及び廃止後において行う措置、同条第2項に基づく届出にあっては、施設の名称、事業区域の所在地、事業廃止完了年月日及び廃止後において行った措置とする。

(報告の徴収)

第12条 条例第18条の規定による報告の徴収について、次の各号による場合は、事業者は市へ速やかに事故等報告書（様式第16号）を提出しなければならない。

- (1) 再生可能エネルギー発電施設に破損、事故等が発生したとき
- (2) 再生可能エネルギー発電施設に障害等が発生したとき
- (3) 再生可能エネルギー発電施設に起因した騒音、振動、電波等の障害について、周辺関係者から連絡があったとき

(立入調査)

第13条 条例第19条第2項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書（様式第17号）によるものとする。

(公表の方法)

第14条 条例第11条第3項、条例第13条第5項、条例第14条第2項、第15条第3項、第16条第4項及び第21条第1項の規定による公表は、市のホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(補足)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。